

発行所

株式会社 FFPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☞ 社長からの借入利息

Q: 当社は、バブル崩壊とともに業績が悪化しており、資金繰りが苦しくなり、社長から運転資金を借入しました。この場合の利息はどうしたらよろしいでしょうか。

A: 会社というものは、常に利益を追求することを目的としていますが、個人は必ずしも営利だけを目的としていません。

したがって、ご質問の場合、会社が社長から無利息で借入をしたとしても税務上は問題ありません。

なぜなら、会社が支払利息を払わないということはそれだけ会社に利益があがっているということで、会社の目的にかなっているからです。

会社が社長に借入利息を支払う場合には、その支払利息が次のような適正利息であれば会社の損金になります。

- ① いわゆる「ひもつき」である場合には、その借入金利息
- ② おおむね年10%以下の利率
- ③ 市中の金融機関並みの利率

なお、社長が受け取った利息は雑所得になりますのでその額によっては申告しなければなりません。

また、上記①～③を超えるような高額な利息を法人から受け取るような場合には、その適正利率との差額は社長に対する報酬になります。



冬期休暇のお知らせ: 12月30日～1月4日まで休ませていただきます。

リーダァスクラブニュースは年内は28日号まで、1月は5日号からお送りいたします。